

事業シート（概要説明書）

事務事業名		市立高等学校授業料にかかる事務		担当局・部名		教育委員会事務局 総務部					
根拠法令		地方自治法（149条, 225条, 243条）		担当課名		学務担当					
事業開始年度		昭和26年度（授業料に関する条例施行）		作成責任者		萩谷 博司					
実施方法 （該当するものすべてにチェック）		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施									
		<input type="checkbox"/> 外部委託									
		<input type="checkbox"/> その他（ ）									
目的 （何のために）		各市立高等学校施設に係る使用料として徴収している授業料について、歳入の確保、負担の公平性の確保の観点から、徴収率のさらなる向上を目指している。									
対象 （誰・何を対象に）		生徒の保護者									
事業内容 （手段、手法など）		①授業料徴収制度に関すること【教育委員会】 条例・規則（案）の制定、予算・決算管理 ②授業料徴収に関すること【学校】 学校長が徴収 ③授業料減免に関すること 学校長を通じて申請【学校】 減免に係る審査及び審査請求に関すること【教育委員会】 ④授業料未収金対策に関すること <現年度分> ○新たな未納の発生防止 ・口座振替の推進、減免・奨学金制度等の周知など【学校】 ○早期の滞納整理 ・文書・面談等による督促・催告、納入計画書の提出勧奨【学校】 ・法的措置及び訴訟対応【教育委員会】 <過年度分> ○既存の未収金の解消 ・催告、納入計画書の提出勧奨【学校】 ・法的措置及び訴訟対応【教育委員会】									
		実施済の外部委託の内容と実施主体		委託内容				未納者に対する文書及び電話による催告業務（平成21年度補正予算・実施予定）			
		直接実施している業務の内容		上記「事業内容」のすべて（学校分を除く）							
事業の必要性		「普通地方公共団体の長は、使用料を徴収する事務を担当する」（地方自治法第149条） 「普通地方公共団体の長（＝市長）は公の施設（＝学校）の利用につき使用料（＝授業料）を徴収することができる」（地方自治法第225条） 「公金の徴収の権限を私人に行わせてはならない」（地方自治法第243条） ただし、地方自治法施行令第158条では、使用料・手数料等に限って、私人による徴収、収納事務の委託を認めているが、徴収等を民間に委託しても出納員を経由する必要があり、本市が授業料に係る事務を行っている。 なお、授業料の額並びに徴収方法に関しては「大阪市立学校授業料幼稚園保育料等に関する条例」及び「同施行規則」等に定めている。 授業料は、高等学校教育におけるサービス提供の代価とも言えるものであり、歳入の確保に努める必要がある。									
コスト		平成21年度（予算）		人件費							
		事業費		10,158	千円	職員構成		概算人件費 （平均人件費× 従事職員数）		従事職員数	
		人件費		26,472	千円	担当本務職員		24,156	千円	3.0	人
総計		36,630	千円	臨時職員他		2,316	千円	1.0	人		

I 高等学校授業料の概要

◇大阪市立高等学校数及び生徒数 (平成21年度)

全日制高校	21校	13,681人
定時制高校 (単位制以外)	1校	305人
定時制高校 (単位制)	2校	1,162人
計	24校	15,148人

◇授業料の額

全日制	1年	144,000円
定時制 (単位制以外)	1年	32,400円
定時制 (単位制)	1単位	1,620円

◇徴収方法

全日制	年10回 (8月・3月を除く)
定時制 (単位制以外)	年10回 (8月・3月を除く)
定時制 (単位制)	年2回 (4月及び10月)

◇納付方法 口座振替、現金納付

◇参考資料

【現年度分の生徒数、徴収額・率】 (注) 21年度の徴収額は「平成21年度 予算資料」による。

	課程	18年度	19年度	20年度	21年度
生徒数	全日制	14,262人	13,849人	13,791人	13,681人
	定時制	1,434人	1,382人	1,412人	1,467人
	計	15,696人	15,231人	15,203人	15,148人
徴収額 (注)	全日制	1,684,084千円	1,631,954千円	1,621,979千円	1,659,888千円
	定時制	40,368千円	41,530千円	42,812千円	58,247千円
	計	1,724,452千円	1,673,484千円	1,664,791千円	1,718,135千円
徴収率	全日制	98.47%	98.45%	98.67%	目標徴収率 (99.3%)
	定時制	90.35%	93.76%	95.48%	
	計	98.26%	98.33%	98.59%	

【過年度分の徴収額・率】 (注) 21年度の徴収額は「平成21年度 予算資料」による。

	課程	18年度 (13~17年度分)	19年度 (14~18年度分)	20年度 (14~19年度分)	21年度 (14~20年度分)
徴収額 (注)	全日制	9,191千円	12,731千円	14,996千円	23,360千円
	定時制	1,466千円	1,287千円	1,878千円	4,642千円
	計	10,657千円	14,018千円	16,874千円	28,002千円
徴収率	全日制	15.06%	18.48%	19.09%	目標徴収率 (29.6%)
	定時制	8.76%	7.54%	11.88%	
	計	13.71%	16.31%	17.88%	

【年度別総事業費】

	区分	18年度決算	19年度決算	20年度予算	21年度予算
コスト	事業費	1,126千円	1,084千円	2,983千円	10,158千円
	人件費	21,740千円	21,740千円	24,718千円	26,472千円
	総計	22,866千円	22,824千円	27,701千円	36,630千円

II 高等学校授業料にかかる事業概要

1 授業料徴収制度に関すること

① 条例・規則・要領等 (案) の作成

授業料の額、並びに徴収方法について、条例・規則・要領等により定めている。

- ・ 条例 … 市会にて審議 ⇒ 議決により改正
- ・ 規則 … 教育委員会会議にて審議 ⇒ 議決により改正
- ・ 要領等 … 教育委員会事務局内決裁 ⇒ 教育委員会事務局内部決裁により改正

② 予算・決算管理

- ・予算 … 減免・退学状況等を勘案し、歳入予算(案)を計上する。
- ・調定 … 各学校から「歳入に係る異動報告(入学・休学・退学、減免)：月例」を受け、教育委員会で歳入調定を行う。
- ・決算 … 各学校から、決算にかかる報告(授業料収納状況)を受け、教育委員会で決算額を集約・確定し、歳入決算(案)を計上する。

(注) 予算・決算について「(案)」としているのは、市会議決をもって成立するため。

2 授業料徴収に関すること

学校長は、生徒・保護者から、口座振替又は現金収納により授業料を徴収し、納付書により市へ納付する。

3 授業料減免に関すること

○申請

在学する学校長を通じて教育委員会に申請する。

○審査・決定及び不服申立(審査請求)への対応

教育委員会では、減免に係る申請書の審査、許可の決定、及び許可決定に伴う不服申立(審査請求)への対応を行っている。

[減免基準]

- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者(高等学校等就学費の受給者を除く)
- ・市町村民税が非課税又は均等割額のみである世帯に属する者

4 授業料未収金対策に関すること

教育委員会では、未収金対策を強化するにあたり、各学校で共通した取組みを進めるため、督促マニュアルを作成し、各学校に配布した。(平成19年10月)

<現年度分>

○新たな未納の発生を防止する。

- ・口座振替利用の推進
- ・授業料減免制度、奨学金制度等の活用について周知

○未納が発生した場合、早期の滞納整理を行う。

- ・1ヶ月未納 … 督促状の送付、電話・文書等による催告
- ・3ヶ月未納 … 面談等により、納付できない理由等を把握し、一括納付が困難な場合は、分納誓約書・納入計画書の提出を求め、計画的に徴収する。
- ・6ヶ月未納 … 正当な理由なく納付に応じない未納者について、学校から教育委員会に依頼し、教育委員会が法的措置(支払督促申立)を実施し、異議申立があった場合は訴訟対応を行う。

<過年度分>

○既存の未収金の解消を図る。

- ・居住地不明となっていた者については、居住地調査を徹底する。
- ・学校及び教育委員会から、催告状を送付する。
21年度補正予算により、民間業者に催告業務を委託予定。
- ・安易に時効を迎えることのないように、時効(5年)に近い高額滞納者について、教育委員会が法的措置(支払督促申立)を実施し、異議申立があった場合は訴訟対応を行う。